

# 公表用

29建企第368号  
平成29年9月15日

各 位

長 崎 県 土 木 部

## 長崎県建設工事共通仕様書の改訂について

標記について、平成29年4月版として適用しているところですが、交通誘導警備員のひっ迫状況に対する緩和措置として、下記のとおり改訂しましたので通知します。

### 記

1. 改訂図書：長崎県建設工事共通仕様書（平成29年4月）
2. 改訂内容：「交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等〔交通誘導警備員（B）〕」の資格要件から「実務経験年数1年以上」を削除した。  
詳細は、別紙「改訂箇所一覧表」参照。
3. 適用年月日：平成29年9月15日以降に、起工する工事に適用する。

長崎県建設工事共通仕様書 改訂箇所一覧表 (H29.9.15)

頁	改訂前	改訂後	摘要												
共-1-40	<p><b>1-1-57 現道工事における交通処理対策</b></p> <p>19. 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備検定合格者（1級または2級）を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾を得た者については、この限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="280 470 1084 667"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級交通誘導警備検定合格者</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>警備業法における指定講習を終了した者</li> <li>警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	資格	資格要件	1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備業法における指定講習を終了した者</li> <li>警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者</li> </ul>	<p><b>1-1-57 現道工事における交通処理対策</b></p> <p>19. 受注者は、交通誘導警備の実施において配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備検定合格者（1級または2級）とする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾した者については、この限りではない。</p> <p>なお、長崎県公安委員会が道路における危険の防止において必要と認める路線（認定路線）については、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一名以上の交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級または2級）の配置が必要である。</p> <table border="1" data-bbox="1102 550 1901 715"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級交通誘導警備検定合格者</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>警備業法における指定講習を終了した者</li> <li>警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	資格	資格要件	1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備業法における指定講習を終了した者</li> <li>警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者</li> </ul>	<p>認定路線における検定合格者の配置を追記</p> <p>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等の「実務経験年数：1年以上」を削除</p>
資格	資格要件														
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。														
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備業法における指定講習を終了した者</li> <li>警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者</li> </ul>														
資格	資格要件														
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。														
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備業法における指定講習を終了した者</li> <li>警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者</li> </ul>														